

「秋季火災予防運動」実施 (2018年11月9日 (金) から11月15日 (ホ) まで) 全国統一標語『忘れてない? サイフにスマホに火の確認』

「平成30年秋季全国火災予防運動」が実施されます。ご自宅の防火対策は万全か、普段の生活の中で 火災の発生に繋がる危険な習慣はないか、今一度ご確認をお願いします。

《3つの習慣》

- ① 寝たばこは、絶対やめる。
- ② ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

- ① 万一の火災の早期発見、早期避難のために【住宅用火災警報器】を設置する。(平成18年6月1日施行)
- ② 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- ③ 火災を小さいうちに消すために、【住宅用消火器等】を設置する。また、設置済みの消火器本体表示を確認し、使用期間または使用期限が過ぎていれば新しいものと交換する。
- ④ お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となります。(2019年10月1日~)

- 消防法令が改正
 - 2016年12月22日、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受け、 飲食店に対する消火器の設置基準が改正されました。
 - > 小規模な飲食店でも設置が必要に
 - 建物の延べ面積150平方メートル未満の飲食店でも2019年10月1日 から消火器の設置が必要です。(150平方メートル以上は、従前から設置が 必要です。)
 - こんろなどの火を使用する設備又は器具に、防火上有効な措置(調理油加熱 防止装置など)が講じられている場合は設置する必要はありません。
- > <u>点検の実施・結果を報告する必要も</u>
 - 設置した消火器は、設置後6ヵ月ごとに点検し、1年に1回管轄の消防署へ点 検の結果を報告する必要があります。

未設置多数!住宅用火災警報器を直ちに設置しましょう。

- ▶ 峡南(広)消防本部では、毎年4月に管内の一般住宅や共同住宅を対象に、住宅用火災警報器の設置・維持管理 状況について、職員が現地調査を実施しています。
- 2018年度の調査結果は、設置率77%と全国平均81.6%を大きく下回っています。
- 住宅用火災警報器は全ての世帯で設置が必要です。まだ設置していない世帯については、直ちに設置をしてください。

◆ ご不明な点がございましたら、消防本部までお問合わせ下さい。
峡南(広)消防本部 ☎ 055-272-1919(代表)